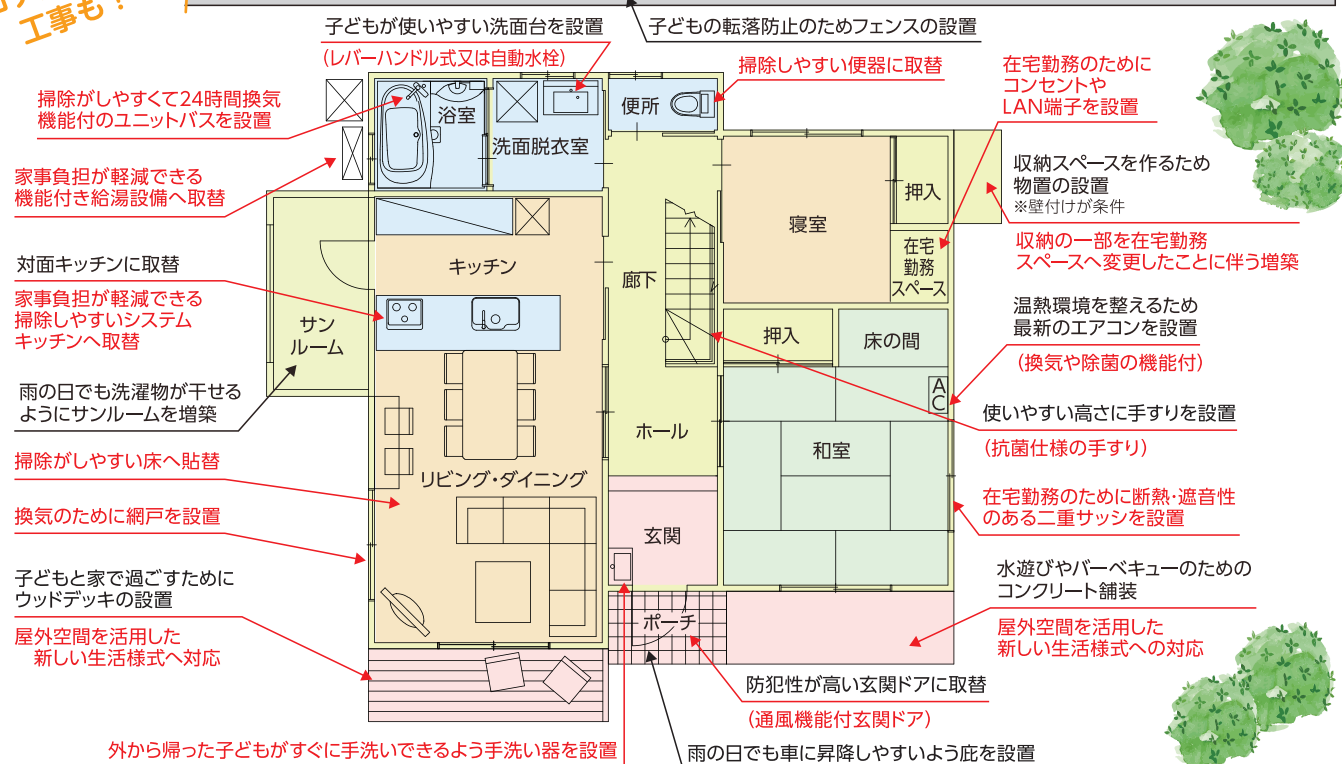


# このリフォーム助成を利用して、コロナ対応してみませんか？

「子育て配慮改修」の対象工事を例に、  
「新型コロナウイルス感染防止等対応」にも **該当する工事例** を赤字で示しています。  
※( )内は、材料や設備などの変更でコロナ対応になる工事です。

材料や設備の変更で  
コロナ対応となる  
工事も！



## しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業の利用に併せた住宅リフォーム金利引下げ

下記の金融機関において、リフォームローン貸付金利の引き下げが受けられます。※詳しくは各金融機関の窓口へお問い合わせください。

金融機関名	概要	金融機関名	概要
しまね信用金庫	「しまね住宅ローン」の金利引下げプランの適用条件	日本海信用金庫	「日本海しんきん住宅ローン」の金利割引項目
島根中央信用金庫	金利選択型住宅ローン「だんらん130」の金利引下げ項目	島根県農業協同組合	「とくとくプラン」、「リフォームローン」の金利引下げ項目

## 住宅リフォームに関するご相談・お問合せは

● **しまね住宅総合相談員**

リフォームに関するご相談は、島根県建築住宅センターが養育・登録を行っている「しまね住宅総合相談員」にお尋ねください。



相談員名簿の検索は [こちら](#)

● **リフォーム事業者検索サイト**

リフォーム評価ナビ  
(一財)住まいづくりナビセンターが運営する、全国の住宅リフォームのポータルサイトです。口コミや施工事例をもとに、県内の事業者を検索できます。



事業者の検索は [こちら](#)

**助成のお申込は** (一財)島根県建築住宅センター 業務課まで ※窓口または郵送でも受付しています。  
〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階

**お問い合わせは** まずは [しまね住宅ネット相談](#) メールによる相談をご利用ください。  
<https://system.shimane-bhc.or.jp/guest/mail>

**お気軽にお問い合わせください。**

**FAX** 0852-25-9581 受付時間：24時間受付(ただし、対応は電話の受付時間内に限ります。)必ずご連絡先をご記入の上、左記番号までお送りください。

**TEL** 0852-33-7268 (直通 業務課) 受付時間：9:00から17:00(土日祝日、年末年始定休)



下記のいずれかに併せて **新型コロナウイルス感染防止等対応を行うもの** が対象です。

- 子育て配慮改修** 子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するための住宅リフォーム
- バリアフリー改修** 高齢者等が安全で快適に暮らせるようバリアフリー化するための住宅リフォーム

**募集期間** 令和4年5月9日～令和5年2月15日

- 予算がなくなり次第、受付は終了します。
- 工事が令和5年3月15日までに完了予定のものに限ります。

**対象住宅** 昭和56年6月1日以降に着工された島根県内の既存住宅(賃貸住宅を除く)

- 昭和56年5月31日以前に着工された物件は耐震診断が必要です。  
※耐震診断により上部構造評価が1.0未満であれば一定の補強をする必要があります。  
※耐震性を確認できた住宅又は今回の改修に併せて一定の耐震改修を行う住宅は対象となります。
- 過去に「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」及び「当事業」による補助を受けていないこと。

**その他条件**

- 工事施工者が、島根県内に本店を有するものであること。
- マンション等の共同住宅の助成対象は専有部分に限ります。(共用部分を除く)

マンション等の  
共同住宅も対象  
です。

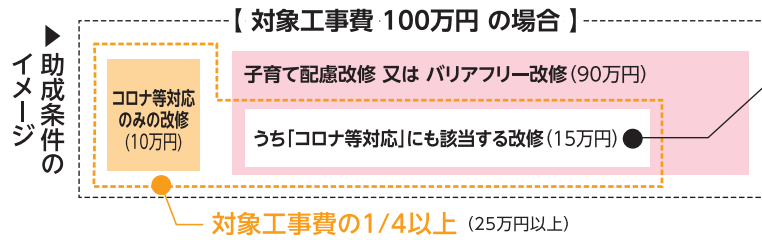


「子育て配慮改修」又は「バリアフリー改修」に併せて、

# 「新型コロナウイルス感染防止等対応」を行うリフォームを助成します！

## 共通の助成条件

- 「新型コロナウイルス感染防止等対応」を実施すること
- 上記の工事費が助成対象工事費の1/4以上であること



子育て配慮改修又はバリアフリー改修として行う工事でも「コロナ等対応」に該当するものがあります。

例) 子ども部屋の改修において、抗ウイルス仕様の床材と壁材を使った場合  
⇒「子育て配慮改修」「コロナ等対応」両方に該当

※ 図中「コロナ等対応」は、「新型コロナウイルス感染防止等対応」を示します。

## 「新型コロナウイルス感染防止等対応」とは



床材・壁材に抗ウイルス仕様の材料を使用 / 家に帰ってすぐに手洗いができるような玄関に手洗い器を設置 / 24時間換気機能付のユニットバス設置 / 換気機能付玄関ドアへの取替 / 接触低減のためレバーハンドル式水栓・自動水栓の設置 / 接触低減のため自動点灯機能の照明器具に取替 / 接触低減のためカメラ付きインターホン・固定式宅配ボックスを設置 / リビング等に在宅勤務や在宅学習用スペースを確保 / 在宅勤務に伴う家事負担軽減のできる機能付給湯設備の設置 等

助成メニュー 1

## 子育て配慮改修 + 新型コロナウイルス感染防止等対応

助成対象工事費の 1/4以内 の額で、

助成額 一戸あたり 上限 25万円

※助成対象工事費 40万円以上 の工事が対象



### 助成の対象

子育て世帯<sup>(※1)</sup>が居住する住宅 又は 子育て世帯が近居<sup>(※2)</sup>する親世帯<sup>(※3)</sup>の住宅  
(いずれも居住予定を含む。)

### 対象工事

- ・ 子育て世帯が安全で安心して生活するために子育てし易い環境をつくる工事
- ・ 新型コロナウイルス感染防止等対応

### 「子育て配慮改修」の工事例

1. 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境をつくる工事  
転倒を防止するために床をCFシートに張替え/転落を防止する手すり設置(バルコニー、窓、階段等)/子供の様子を把握しやすい間取りに改修/不審者の侵入を防止する防犯性の高い玄関ドアに取替え
2. 子供の健やかな成長を支える環境をつくる工事  
キッチンの広さと使いやすさを確保/リビングの広さと使いやすさを確保/子どもが使いやすいトイレを増設/子どもの成長に合わせて、個室を確保
3. 快適に子育てできる環境をつくる工事  
掃除がしやすい仕上げや設備への改修/収納スペースの広さと使いやすさを確保/雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せるスペースを確保/雨の日でも車に昇降しやすいよう庇を設置

(※1)「子育て世帯」とは…18歳未満の子ども(若しくは満18歳となった最初の3月31日を迎える子ども)がいる世帯又は妊娠中の方がいる世帯。  
(※2)「近居」とは…子育て世帯と親世帯の近居とは、子育て世帯を含む親・子・孫等の三世代が同一地域(同一公民館の区域又は直線距離で5km以内)に居住すること。  
(※3)「親世帯」とは…親・子・孫の三世代で、子から見て父母、孫から見て祖父母に該当する世帯。

助成メニュー 2

## バリアフリー改修 + 新型コロナウイルス感染防止等対応

助成対象工事費の 1/4以内 の額で、

助成額 一戸あたり 上限 25万円

※助成対象工事費 40万円以上 の工事が対象



### 助成の対象

年齢が60歳以上の方 又は 身体障がい者が居住する住宅

### 対象工事

- ・ 高齢者や障がい者が安全で安心して生活するためのバリアフリー化工事  
※改修後に整備基準<sup>(※1)</sup>に適合するものであること。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止等対応

### 「バリアフリー改修」の工事例

1. 高齢者等の移動に対する障がいを解消・緩和する工事  
開き戸を引戸に取替/レバーハンドルに取替/玄関ポーチにスロープを設置/廊下等に手すりを設置
2. 高齢者等の介助・介護を容易にする施設・設備を設ける工事  
浴室・洗面にシャワー装置を設置/灯り付きスイッチ・ワイドスイッチを設置/移動用リフトを設置  
レバー式水栓・自動温度調整付き水栓を設置/昇降式吊り戸棚を設置/洗浄暖房便座を設置
3. 高齢者等の身体的能力の低下を補助するための工事・事故を防ぐ設備を設ける工事  
廊下等に足下照明を設置/緊急通報装置の設置/ヒートショックを防止する設備を設置/  
滑りにくい床材への改修/便所・浴室等の広さを拡張/住宅用スプリンクラー設備を設置/  
地震により転倒する危険性のある家具等の固定

(※1)「整備基準」とは…住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示基準「高齢者等配慮対策等級3」程度で主に以下に示すもの。①高齢者等の利用が想定される寝室と便所は同一階(原則1階)にあること。②日常生活空間(玄関、廊下、寝室等)の床は、原則段差がないこと、又は段差対策がされていること。③住宅内の階段、便所、玄関、浴室に手すりが設置されていること。④日常生活空間の通路の有効幅が750mm以上確保されていること。

最大75万円



上限額の加算

次の条件に該当する場合、助成上限額がアップします ※ 助成額は、「助成上限額」と「対象工事費の1/4以内の額」の小さい方の額となります。

子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合

+ 10万円

- 既に同居・近居している場合だけでなく、工事完了後に同居・近居する場合も対象です。

空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合

+ 10万円

- 空き家バンク登録住宅とは、県内の市町村により運営が行われている空き家バンクに登録されている住宅をいいます。

一定の耐震改修を行う場合 + 30万円

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、子育て配慮改修又はバリアフリー改修に併せて、部分的耐震改修又は全体の耐震改修を実施する場合が対象です。
- 「耐震診断」を実施し、その結果、上部構造評点が1.0未満の住宅であって、改修工事後に「特定居室が部分的耐震性能を有する」又は「建物全体が上部構造評点1.0以上となる」住宅である必要があります。

例

親世帯と同居する子育て世帯が「子育て配慮改修」として130万円の工事を行う場合

- ① 助成上限額25万円+10万円=35万円
- ② 対象工事費の1/4は32.5万円
- ① > ②のため 助成可能額は32.5万円となります。

※この場合、新型コロナウイルス感染防止等対応として32.5万円以上の工事を行う必要があります。